

鳥取縣公報

縣 令

第六百四十一號

昭和十年七月十六日

火曜日

◇鳥取縣令第二十九號

自動車交通事業法令施行細則左ノ通定ム

昭和十年七月十六日

鳥取縣知事

中 谷

秀

自動車交通事業法令施行細則

第一章 通 則

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ自動車交通事業法ヲ、施行規則ト稱スルハ自動車交通事業法施行規則ヲ、運送事業規則ト稱スルハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則ヲ謂フ
本令ニ於テ運輸事業ト稱スルハ自動車運輸事業ヲ、運送事業ト稱スルハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ヲ謂フ

第二條 法、施行規則、運送事業規則及本令ノ規定ニ依ル申請書其ノ他ノ書類ハ運輸事業ニ在リテハ路線ノ起點ヲ管轄スル警察署連送事業ニ在リテハ主タル營業所在地所轄警察署ヲ經由スベシ但シ自動車道事業又ハ專用自動車道ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

鳥取縣公報

毎週

曜日發行

(休日ニ當ル
時ハ翌日)

第六百四十一號
昭和十年七月十六日

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

第三條 前條ノ申請書其ノ他ノ書類ハ左ノ各號ニ從ヒ提出スベシ

一 鐵道大臣及内務大臣ニ提出スベキモノニ在リテハ四通

二 鐵道大臣ニ提出スベキモノニ在リテハ三通

三 知事ニ提出スベキモノニ在リテハ二通

前項各號ノ書類ニシテ他府縣ニ跨ルモノニ在リテハ關係府縣ト同數ノ副本ヲ増加スベシ

第四條 申請者又ハ届出人ニシテ未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス但シ未成年者ニシテ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルモノナルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第五條 運輸事業及運送事業ニ關スル申請ヲ爲シタル者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ戶主若ハ同居ノ家族、法人ニシテ解散シタルトキハ清算人ニ於テ其ノ旨届出ヅベシ

第六條 運輸事業者又ハ運送事業規則第二條ニ依ル運送事業者道路工事其ノ他止ムヲ得ザル事由ニヨリ一時路線外ノ道路ヲ運行セントスルトキハ所轄警察署長ノ承認ヲ受クベシ

第二章 運輸事業

第七條 運輸事業經營ノ免許申請書ハ施行規則第一條乃至第三條ノ外左ノ各號ニ依ルベシ

一 運輸ニ關スル料金ハ三角表ニヨリ表示スルコト

二 車庫ノ位置並其ノ附近三十米以内ノ狀況ヲ知ルニ足ルベキ平面圖ヲ添附スルコト

三 營業所又ハ車庫ノ土地若ハ建物ニシテ他人ノ所有ニ屬スルトキハ其ノ所有者又ハ管理者ノ承諾書ヲ添附スルコト

第八條 申請路線ニシテ鐵道軌道索道等ニ並行シ又ハ他ニ運輸事業者アル場合ハ免許申請書ニ

施行規則第一條及前條ニ規定スルモノノ外之等交通機關トノ關係ヲ詳細ニ知り得ル縮尺五萬分ノ地形圖ヲ添附スベシ

第九條 施行規則第七條(臨時運輸事業免許)ノ規定ニ依ル免許申請書ニハ同條所定事項ノ外其ノ申請事由ヲ具スベシ

第十條 施行規則第十條第二項(運賃割引)ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ各號ノ事項ヲ具スベシ

一 割引ノ事由(祭典、綠日、記念日等ノ別)

二 割引區域

三 割引方法

四 割引期間

五 累計日數(其ノ年ニ於テ既ニ爲シタル總日數)

第三章 運送事業

第十一條 運送事業經營ノ免許申請書ニハ運送事業規則第三條ニ規定セル事項ヲ記載スルノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 事業費ノ概算書(總額内譯及出資方法ノ詳細)

二 申請者法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所氏名及定款ノ謄本

三 營業所又ハ車庫ノ土地若ハ建物ニシテ他人ノ所有ニ屬スルトキハ其ノ所有者又ハ管理者ノ承諾書

四 申請者公共團體ニシテ運送事業ノ經營ニ付議會ノ決議ヲ要スルトキハ其ノ決議要領書、既設會社ナルトキハ運送事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本並最近ノ貸借對

照表、會社ヲ設置セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本、組合ナルトキハ組合契約書ノ謄本運送事業規則第二條ノ規定ニ依ル運送事業經營ノ免許申請書ニハ前項書類ノ外起點終點ノ地名地番延長道路ノ有效幅員停留所ノ名稱地名地番及主ナル經過地ヲ記載シタル路線調書竝縮尺五萬分ノ一ノ路線圖ヲ添附スベシ

第十二條 運送事業規則第四條第一項(主タル事業地、事業ノ種別路線運賃使用車輛數旅客定員又ハ車庫ノ位置變更)ノ認可申請書及第二項(住所營業所車輛名旅客定員又ハ物品積載定員ノ變更)ノ届書ニハ變更事項及事由ヲ具シ新舊ヲ對照シタル書類ヲ添附スベシ

第十三條 運送事業規則第五條第一項(讓渡)ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スベシ
一 讓渡人讓受人ノ本籍住所氏名生年月日及主タル營業所所在地
二 讓渡スベキ事業ノ種別及範圍
三 讓渡事由

四 讓渡契約書ノ謄本及讓渡價格ノ説明書

五 申請者公共團體會社又ハ組合ニシテ讓渡又ハ合併ニ付議會又ハ總會其ノ他ノ決議若ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ決議書若ハ同意書ノ謄本

第十四條 運送事業規則第十一條第二號(事業承繼)ノ届書ニハ相續人ノ戶籍謄本ヲ添附スベシ
第十五條 運送事業者事業ヲ開始シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ヅベシ
運送事業開始後引續キ故ナク休業九十日以上ニ及ブトキハ免許ヲ取消スコトアルベシ

第十六條 運送事業者引續キ五日以上休業セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ届出ヅベシ

第四章 車庫

第十七條 車庫ヲ建設セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ之ヲ増築、改築、移轉、大變更又ハ大修繕ヲ爲サントスルトキ又同じ

一 申請者ノ住所氏名及生年月日

二 敷地ノ地名地番

三 敷地附近ノ略圖

四 建物及附屬設備ノ配置圖及主要部分ノ斷面圖

五 建物及附屬設備ノ仕様書

六 消火設備ノ種類及數量

七 起工及竣工期日

八 建設セントスル土地ニシテ他人ノ所有ニ屬スルトキハ其ノ承諾書寫

第十八條 車庫ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル地區内ニ設置スルコトヲ得ズ但シ土地ノ事情ニヨリ斟酌スルコトアルベシ

一 橋梁隧道踏切又ハ道路交叉點若ハ曲角ヨリ二十米以内ノ場所

二 有効幅員五、四米未滿ノ道路ニ面スル場所但シ前面ノ明地ト道路ノ幅員ヲ加ヘ五、四米以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三 學校幼稚園又ハ病院ヨリ距ルコト三十米以内ノ場所

四 前各號ノ外交通並保安上支障ヲ生ズベキ虞アル場所

第十九條 車庫ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 床ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ且適當ナル排水設備ヲ爲スコト

- 二 木造建車庫ニ在リテハ壁體ノ内面及天井ハ鐵板又ハ不燃質材料ヲ以テ築造スルコト
 - 三 建物ノ一部ヲ車庫トシテ使用スルトキハ他ノ部分ト完全ニ區別シ出入口ヲ設ケタルトキハ其ノ扉ハ不燃質材料ヲ以テ築造スルコト
 - 四 車庫ニハ揮發油類ノ消火ニ有效ナル設備ヲ爲スコト
 - 五 油類ヲ貯藏スル地下室ハ其ノ周圍ヲ不燃質物ヲ以テシ完全ナル鎖鑰ヲ施スベシ
 - 第二十條 車庫ハ所轄警察署長ニ届出檢査證ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
 - 第二十一條 車庫ニ於テハ左ノ各號ヲ遵守スベシ
 - 一 附屬品其ノ他自動車ノ必需品ヲ除クノ外他ノ物品ヲ格納セザルコト
 - 二 車庫ハ他ノ用途ニ使用セザル事
 - 三 安全ナル燈火ノ外火氣ヲ使用シ又ハ喫煙セザルコト
 - 四 賭易キ箇所ニ事業者名及格納自動車車輛番號ヲ掲出スルコト
 - 五 車庫ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト
 - 六 前各號ノ外所轄警察署長ヨリ指示セラレタル事項
 - 第二十二條 車庫内ニハ地下室ノ外油類ヲ貯藏スルコトヲ得ズ
 - 第二十三條 車庫ニシテ交通竝保安上支障ヲ生ズル虞アリト認ムルトキハ必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ禁止シ若ハ制限スルコトアルベシ
- 第五章 雜 則
- 第二十四條 運輸事業者及運送事業者自動車運轉者(以下單ニ運轉者ト稱ス)ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍住所氏名竝免許番號及種類ヲ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ運轉者ヲ解雇シ又ハ運轉者

- 死亡シ若ハ行衛不明トナリタルトキ又同ジ
- 第二十五條 運輸事業者及運送事業者車掌ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍住所氏名生年月日ヲ具シ醫師ノ健康診斷書ヲ添附五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ車掌ヲ解雇シ又ハ車掌死亡シ若ハ行衛不明トナリタルトキ又同ジ
- 第二十六條 車掌ハ滿十四歳以上ノ者タルコトヲ要ス
- 警察署長ハ車掌ニシテ不適當ト認ムルトキハ雇主ニ對シ雇解ヲ命ズルコトヲ得
- 第二十七條 運輸事業者及運送事業者ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超ヘテ就業セシメ又ハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ
- 第二十八條 運輸事業者又ハ運送事業者ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月二日以上ノ休日ヲ與フベシ但シ給料ヲ減額スルコトヲ得ズ
- 第二十九條 運輸事業者及運送事業者ハ運轉者ニ對シ二十四時間毎ニ繼續八時間以上ノ休養ヲ與フベシ
- 第三十條 貨物運送用自動車ニハ貨物運搬若ハ積卸ニ從事スルモノニシテ運轉室ニ乗ル場合又ハ貨物運送上責任ヲ有スルモノ其ノ貨物看守ノ爲ニ乗車スル場合ノ外乗車シ又ハ乗車セシムベカラズ但シ特別ノ事由ニヨリ出發地所轄警察署長ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三十一條 運輸事業者及運送事業者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
 - 一 旅客停留所ノ略易キ箇所ニ運賃表ヲ掲ホスルコト
 - 二 旅客運送用自動車ノ客室内略易キ箇所ニ旅客定員表及運轉者ノ氏名ヲ表示スルコト
 - 三 走行距離ニヨリ運賃ヲ算定スル自動車ニハ乗客ノ略易キ箇所ニ完全ニ運賃ヲ表示スル「タ

キシメーター」ヲ備付シルコト
四 前號ノ「タキシメーター」ヲ備付又ハ變更シタルトキハ使用前知事ノ検査ヲ受クルコト
五 貨物運送用自動車ニハ後部踏易キ箇所ニ最大積載量ヲ表示スルコト
六 名儀ノ何タルヲ問ハズ定額以上ノ賃金ヲ請求シ若ハ請求セシメザルコト
七 宿屋、料理屋等ト提携シテ乗車ノ勧誘ヲ爲シ又ハ爲サシメ若ハ家族使用人ヲシテ之ヲ爲サシメザルコト

第三十二條 自動車運轉者及車掌ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 旅客運送用自動車ニ在リテハ服裝ハ洋服及靴ヲ用ヒ常ニ清潔ニシ端正ニ之ヲ着用スルコト
- 二 車室ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 三 運轉中濫リニ雜談セザルコト
- 四 公衆ニ對シ濫リニ乗車ヲ勸誘シ又ハ名儀ノ如何ニ拘ラズ定額以上ノ賃金ヲ受ケザルコト
- 五 乗客ノ求メナキ場所ニ至リ又ハ故意ニ迂回ノ路ヲ採ラザルコト
- 六 正當ノ事由ナクシテ乗車ヲ拒マザルコト
- 七 乗客降車ノ際ハ遺留品ノ有無ニ注意スルコト
- 八 客席ノ外ニ客ヲ乗車セシメザルコト
- 九 定員外ニ客ヲ乗車セシメザルコト但シ十二歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト見做シ四歳未満ノ者ハ定員ニ算入セズ
- 十 老幼婦女又ハ病者不具者乗降ノ際ハ特ニ保護スルコト
- 十一 自動車二輛以上連續シテ進行スルトキハ後車ハ前車ヨリ二二米以上ノ距離ヲ保ツコト

十二 牛馬ニ近付クトキハ速度ヲ緩メ恐怖セシメザル様注意スルコト但シ牛馬驚奔シ又ハ其ノ虞アルトキハ直ニ停車スルコト

十三 雨雪泥濘ノ際ハ人家若ハ他人ニ迷惑ヲ及ボサザル様注意スルコト

十四 隧道内ハ夜間ニ於ケルト同様制規ノ燈火ヲ點ズルコト

十五 消防機械郵便車若ハ軍隊其ノ他ノ隊伍及葬列ニ行遭ヒタルトキハ其ノ進行ニ障碍ナキ様徐行又ハ停車シ若ハ避讓スルコト

十六 警察官吏ヨリ舉手其ノ他ノ方法ニヨリ停車ヲ命ゼラレタルトキハ直ニ停車スルコト

第三十三條 自動車ノ乗客ハ左ノ行爲ヲ爲スベカラズ

- 一 機械裝置ニ手ヲ觸ルルコト
 - 二 進行中乗降シ又ハ運轉者ニ話掛ケ又ハ乗降口ノ扉ヲ開キ若ハ體ヲ車外ニ出スコト
 - 三 物品ヲ車外ニ投棄スルコト
 - 四 他ノ旅客ノ迷惑トナル行爲ヲ爲スコト
- 前項各號ニ掲グル行動ヲ爲ス者アルトキハ運轉者ハ之ニ注意ヲ與ヘ尙肯セザルトキハ乗車ヲ拒絶シ又ハ降車セシムルコトヲ得

第三十四條 法第三十四條又ハ運送事業規則第八條ノ規定ニヨリ派遣スル監査員ハ別記様式ノ證票ヲ携帯スルモノトス

第三十五條 本令中左ノ規定ハ自家用トシテ自動車ヲ使用又ハ運轉スルモノニ之ヲ準用ス

第二條及第五條

第十七條乃至第二十三條

(願届書類)
(車庫)

第二十四條

第二十九條

第三十條

第三十一條第五號

第三十二條第八號及第十一號乃至第十六號

第三十三條第一項

第三十六條及第三十七條

第六章 罰則

第三十六條 第十七條(車庫建設) 第二十二條(油類貯藏) 第二十七條(就業時間制限) 第二十八條(休日制限) 第二十九條(休養制度) 第三十一條(事業者遵守事項) 及第三十二條(運轉者車掌遵守事項)ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十三條(車庫施設使用禁止制限) 及第二十六條

第二項(車掌解雇命令)ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十七條 第十五條第一項(事業開始届) 第十六條(事業休止届) 第二十條(車庫使用) 第二十一條(車庫制限) 第二十四條(運轉者雇入解雇届) 第二十五條(車掌雇入解雇届) 及第三十條(貨物自動車乗車制限)ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第三十八條 運輸事業者及運送事業者未成年者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

運輸事業者運送事業者ハ其ノ代理人戸主、家族、雇人、其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

(運轉者雇入解雇)

(休養)

(貨物自動車乗車者制限)

(最大積載量表示)

(運轉者遵守事項)

(乘客遵守事項)

(罰則)

法人ノ代表者及其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ハ代表者ニ適用ス

第三十九條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆又ハ幫助シタルモノハ各其ノ罰則ニ照シ之ヲ處罰ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年十一月二十一日鳥取縣令第三十六號自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則施行細則ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

別記 様式

表

裏

第 號

自動車運輸事業

自動車道事業 監査員ノ證

自動車運送事業

年 月 日

鳥 取 縣 印

自動車交通事業法抜萃

第三十四條 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

第五十二條 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル

運送事業規則抜萃

第八條 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

告示

鳥取縣告示第三百四十六號

昭和十年七月十一日左記ノ通特別漁業ヲ免許セリ

昭和十年七月十六日

鳥取縣知事

中

谷

秀

- 一 免許ノ番號 第二一〇號
- 二 免許ノ年月日 昭和十年七月十一日
- 三 漁業權者 西伯郡御來屋町九百九十九番地 汗東漁業組合
- 四 漁場ノ位置 西伯郡逢坂村、光徳村、御來屋町、庄内村地先
- 五 漁業ノ種類及名稱 特別漁業第四種漁業鯛船曳葛網
- 六 漁獲物ノ種類 ひら、いささ、たひ、はまち
- 七 漁業時期 自七月一日
至十月三十日
- 八 漁業權ノ存續期間 五年
- 九 條件制限 機船ヲ使用スベカラズ

鳥取縣告示第三百四十七號

開墾地移住獎勵規程ヲ左ノ通改ム

昭和十年七月十六日

鳥取縣知事

中

谷

秀

- 一 第四條本項中「共同建造物」ノ次ニ「又ハ有償ニテ貸付若ハ讓渡スル家屋」ヲ加ヘ「一月末日迄ニ」ノ次ニ「其ノ他ノ」ヲ加フ
- 一 同條二號二中「共同建造物」ノ次ニ「又ハ有償ニテ貸付若ハ讓渡スル家屋」ヲ加フ
- 一 同條六號中「貸付若ハ讓渡」ノ次ニ「又ハ共同建造物ノ維持管理」ヲ加フ
- 一 第六條一號ヲ左ノ通改ム
 - 一 既ニ獎勵金ノ交付ヲ受ケ又ハ其ノ交付ヲ受クヘキ家屋ノ敷地、共同建造物敷地並全地區ノ道路、水路、耕地、移住者ノ耕作地等ノ配置ヲ示スベキ略圖（縮尺三千分ノ一乃至六千分ノ一）
- 一 同條中三號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ
- 四 移住者ノ開墾地耕作面積並其ノ家屋ト耕作地トノ距離
- 五 開墾地附近農家ノ普通耕作面積
- 一 第十四條中左ノ一號ヲ加フ
- 一 工事施行又ハ家屋、共同建造物ノ利用ノ成績不良ト認メタルトキ

鳥取縣告示第三百四十八號

岩美郡岩井町耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十年七月十六日

鳥取縣知事

中

谷

秀

◇鳥取縣告示第三百四十九號
氣高郡大鄉村福井第四耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十年七月十六日

鳥取縣知事 中 谷

秀

◇鳥取縣告示第三百五十號
氣高郡神戸村下砂見第二耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十年七月十六日

鳥取縣知事 中 谷

秀

◇鳥取縣告示第三百五十一號
當管内ニ於ケル健康保險產婆トシテ左ノ通指定ス

昭和十年七月十六日

鳥取縣知事 中 谷

秀

開業所所在地	氏名	指定年月日
東伯郡倉吉町大字圓谷七番次三番地	山根八重子	昭和十年七月十一日

昭和十年七月十六日印刷
昭和十年七月十六日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所